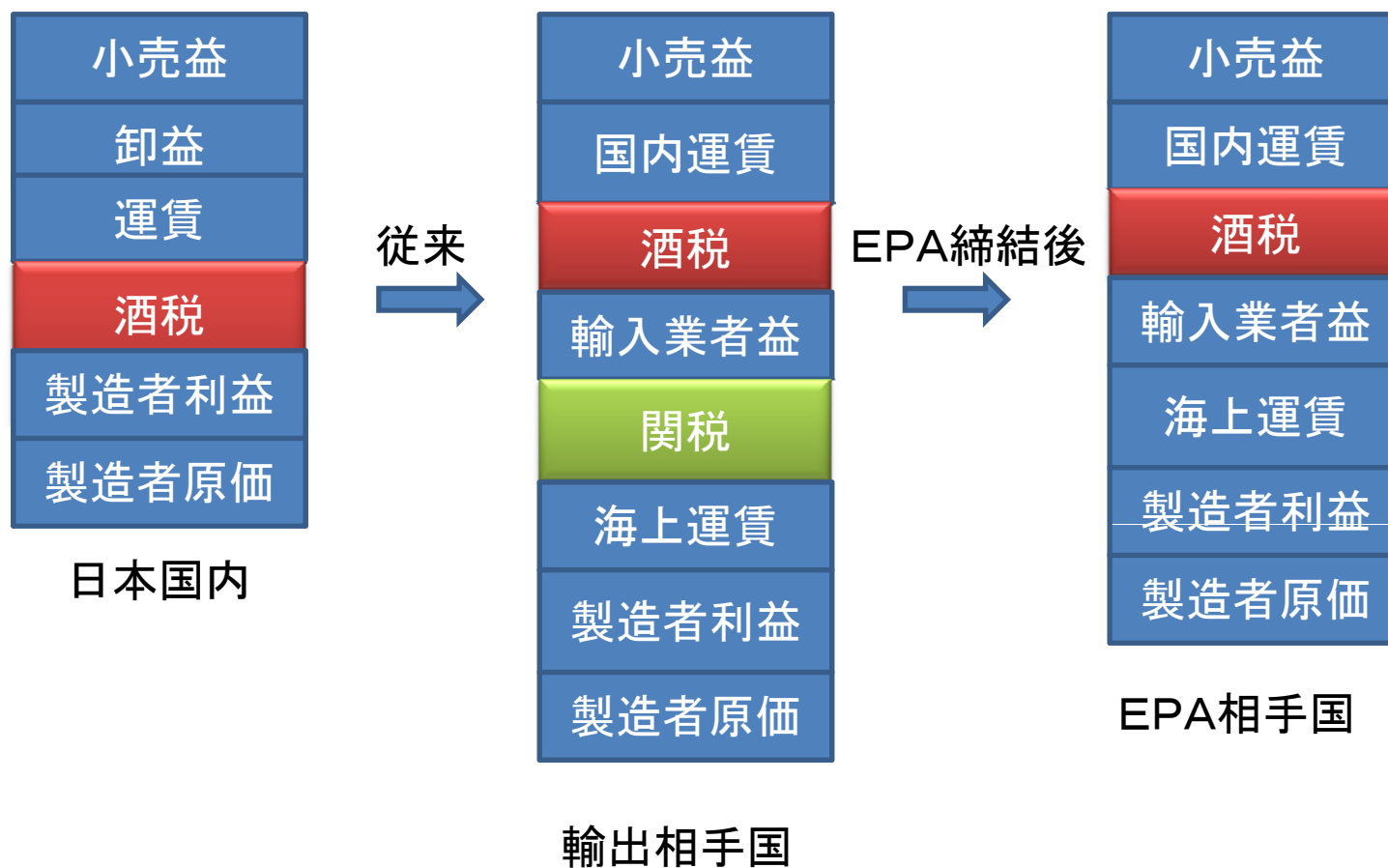


実践・EPAセミナー

2011年1月28日(金)

EPAが、もたらすCHOYAにとっての現状
大阪商工会議所国際会議ホール7階
9:30AM

消費者価格



タイの例

- JTEPAにより、税率が10年に渡って、段階的に逡減して行き、2016年に最終的にゼロとなる。アルコール飲料もこの逡減措置を適用されています。
- 現状、4年目で、CHOYAの分類である(リキュール・コーディアルズ)税番2208-70においては、輸入関税は、商品のCIF価格に対して、38.18%となっています。
- 今年の4月から5年目に入りますから、32.73%に下がる予定です。
- 初年度は、54.55%でしたから、今年の4月は逡減税率5年目となり、40%下がった計算となります。
- 因みに、国内で掛る酒税等は、以下のような内容です。
 - Excise Tax: $\times 1.1111111$ (111% of CIF価格 + 輸入関税)
 - Health Tax: $\times 0.02$ (累積額に対して、2%の課税)
 - Media Tax: $\times 0.015$ (累積額に対して、1.5%の課税)
 - Interior Tax: $\times 0.10$ (累積額に対して、10%の課税)

中国語圏への期待

- 今、我々のような食品業界の中小企業が、EPAに何を期待し、結果として何を目指すのが、合理的であるでしょうか。
- 華僑の国々、及び、華人の国である中華人民共和国という中国語圏経済の繋ぎ役を、日本が、担うというのは、どうでしょう。
- 具体的には、日本の高い技術と品質管理に対する信頼性を売ることではないでしょうか。
- その中で、日本の文化を普及させるべく日本の食文化の輸出、その延長線上に、CHOYA梅酒の海外での展開があるのではないかと考えます。